

令和6年第7回選挙管理委員会定例会会議録

開催日時	令和6年2月21日(水)			午前10時00分から 午前11時00分まで
出席者	委員	島田委員長、今井委員長職務代理、与島委員、小井委員		
	事務局	石田局長、増田次長、中野選挙法規担当係長		
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	なし	
会議の結果 及び 主な発言	議案等			結果
	報告7-1	令和6年度当初の特選連・全選連会議日程について		了承
	報告7-2	東京都選挙事務運営協議会の部会構成について		了承
委員長	これから令和6年第7回の定例会を開会いたします。			
	<令和6年度当初の特選連・全選連会議日程について>			
委員長	報告事項7-1について、事務局から説明をお願いします。			
局長	<p>報告7-1をご覧ください。</p> <p>令和6年度当初、主に4月と5月の特別区選挙管理委員会連合会及び全国選挙管理委員会連合会の会議日程の報告となります。</p> <p>報告7-1に記載されているもののうち、選挙管理委員の皆様にご出席いただく会議は、4月24日の特選連通常総会と5月30日の全選連定期総会になります。</p> <p>また、選挙管理委員会委員長と事務局長が出席する会議は、4月17日の特選連委員長会と5月1日の全選連東京支部定期総会になります。</p> <p>なお、報告7-1に記載されておりませんが、選挙管理委員の皆様にご出席いただく会議として、5月8日に特選連第4ブロック委員総会が杉並区役所で開催予定となっております。</p> <p>以上、報告事項7-1の説明となります。</p>			
委員長	<p>ありがとうございました。委員の皆様、ご意見やご質問はありませんか。</p> <p>報告7-1の日程表に、毎月の日程表のように委員全員が出席するものと委員長のみ出席するものの表記をしていただけますか。</p>			
局長	かしこまりました。来週ご提出いたします。			
委員長 職務代理	5月30日の午後1時から全選連定期総会がありますので、この日に選挙管理委員会定例会も併せて開催したほうがよいのではないですか。			
局長	そうですね。外部の会議がある際には、それに併せて選挙管理委員会定例会を開催するように調整をさせていただくことになると思います。5月の日程案は、その辺りも考慮して作成いたします。			
与島委員	午後2時から外部で会議があるような場合には、選挙管理委員会定例会をいつも通りに午前10時から開催すると空白の時間ができてしまうので、開催時間を工夫していただけるとありがたいです。			

局 長	その点も考慮しながら、選挙管理委員会定例会の日時案を作成いたします。
委員 長	それでは、報告 7-1 についてはよろしいですか。
一同	報告了承。
	<東京都選挙事務運営協議会の部会構成について>
委員 長	次に、報告事項 7-2 をお願いします。
局 長	報告 7-2 をご覧ください。 東京都選挙事務運営協議会の部会構成が 2 月 2 日の特別区選挙管理委員会連合会局長会で決定しましたので、その報告となります。 杉並区は当初の希望通り、第 3 部会の「将来を見据えた選挙時啓発について」に所属となりました。 各区の割振りについては、記載の通りです。また、部会長については、第 1 部会が港区、第 2 部会が渋谷区、第 3 部会が葛飾区となっております。 以上、報告事項 7-2 の説明となります。
委員 長	ありがとうございました。委員の皆様、ご意見やご質問はありませんか。部会の結論が出るのは、どのくらいの時期になるのですか。
局 長	今年は 7 月に東京都知事選挙がありますので、それ以降に検討会議が開催されると思われます。例年通りであれば、9 月から 11 月にかけてアンケート調査が行われ、その後に事務局長と担当職員が出席する会議が開催され、12 月の中下旬頃に最終的な報告がなされる総会が行われるものと思われます。
委員 長	それでは、報告 7-2 についてはよろしいですか。
一同	報告了承。
	<その他>
委員 長	本日の予定されている報告は終了しましたが、その他にございますか。
局 長	第 1 回区議会定例会において、堀部やすし区議とわたなべ友貴区議から一般質問があり、委員長よりご答弁いただきましたので、ご報告いたします。 堀部区議からは、①区長公約である公開討論会の実施について現在どのように考えているか、②区長選挙において記号式投票の導入を検討するべきではないか、との 2 点の質問がありました。 1 点目の質問には、選挙管理委員会は独立した行政機関であるため区長公約に縛られるものではないこと、選挙管理委員会が主体的に公開討論会を行うことは、開催の時期、立候補予定者の特定、参加者の取り扱いについて公平性の担保などの課題があり、これらの課題が解決されない間は実施できないものと考えていることをお答えいただいております。 2 点目の質問には、以前にも事務局長より選挙人が多い大都市部での実施はあまりそぐわないという内容をお答えしていること、記号式投票を導入する団体は少なく杉並区も同様に導入する考えはないこと、市長選挙において長年記号式投票を実施していた自治体が自書式に戻していることをお答えいただいております。 ちなみに、記号式投票とは、投票用紙に氏名が印刷された公職の候補者のうちその投票しようとするもの 1 人に対して、投票用紙の記号を記載する欄に○の記号を記載する投票方法です。

委員長	最高裁判所裁判官の国民審査に似た投票方法ですね。
局長	<p>そうですね。</p> <p>現在、記号式投票を導入する自治体は減少しております。理由は、立候補者が増えた場合の対応が難しいことや一番右に記載された立候補者が有利になる可能性があること等があげられます。また、当日投票に記号式投票を導入しても期日前投票は自書式投票で行わざるを得ないので、記号式投票だと思って期日前投票所に来た選挙人が混乱してしまうという課題もあります。</p>
委員長	<p>告示日の 17 時に立候補者が決まってから投票用紙を印刷しなければなりませんから、告示日の翌日から始まる期日前投票に記号式投票の投票用紙を間に合わせることは難しいですね。</p> <p>また、最近の期日前投票者数が増えてきている状況も踏まえ、記号式投票を導入すべきかどうかを検討すべきと考えます。</p>
委員長 職務代理	堀部区議の質問趣旨は、同氏の疑問票を減らすために記号式投票を導入すべきということですか。
局長	<p>得票数は当選落選以外に供託物の没収等にも関わってくるため、疑問票を減らすために記号式投票の導入を検討すべきとの趣旨です。記号式投票を導入して疑問票が減少するかどうかに関しては、例えば西宮市の市議会議員補欠選挙の事例では記号式投票を導入した結果、無効票が増加しておりますので、記号式投票を導入したとしても必ずしも疑問票の減少につながるとは限りません。</p> <p>ちなみに、記号式投票は現在では地方選挙のみで可能ですが、過去には国政選挙でも記号式投票を行えるように公職選挙法が改正されました。しかし、すぐに自書式投票に戻す法改正がなされたため、実際に国政選挙で記号式投票が行われたことはありません。</p>
委員長 職務代理	記号式投票については、他の自治体のすう勢も含めて見守っていきましょう。
局長	<p>次に、わたなべ区議からは、①過去の杉並区における公職選挙法違反の事例はあるか、②SNS などのインターネット上の選挙運動や政治活動における違反文書図画の調査は選挙管理委員会の所掌事務か、③選挙管理委員会が違法文書と思われるものを現認した場合どのような対応を取るのか、との 3 点の質問がありました。</p> <p>1 点目の質問には、平成以降、杉並区において公職選挙法違反となった事例はなかったと承知しているが、令和 4 年の参議院議員選挙時にポスター掲示場に貼ってあるポスターへの落書きで逮捕される事件があったこととお答えいただいております。</p> <p>2 点目の質問には、SNS 等のインターネット上の選挙運動や政治活動についても、公職選挙法で規定されているものであれば、選挙の管理執行上、選挙管理委員会の所掌事務であることとお答えいただいております。</p> <p>3 点目の質問には、建物の壁等に貼られているポスターで違反文書図画であると現認した場合には、掲示責任者等に連絡し撤去を促し、撤去されない場合には撤去命令を発すること、インターネット上の違反のおそれがある文書図画を現認した場合には、警察に情報提供を行い、警察と連携しつつ対応することをお答えいただいております。</p> <p>さらに、再質問が 1 つありました。内容は、YouTube 上に岸本区長が街頭演説をしている映像があり、その中で公職選挙法違反と思われる映像があるが、選管はどうするのかという内容のものでした。この質問には、現認した場合は取締機関である警察と連携しつつ対応することをお答えいただいております。</p>

	<p>そして、一般質問の翌日に、自民党の吉田幹事長とわたなべ区議が選挙管理委員会に来られ、区議会本会議のために待機していた今井委員長職務代理にYouTubeの動画データが提出されました。提出された動画の内容は、武蔵野市長選挙と同市議会議員補欠選挙の特定の候補者を応援するかのようものでした。</p> <p>実際に公職選挙法違反かどうかは警察の判断になりますので、我々は警察に対し、対象となっているYouTubeの動画を情報提供いたしました。</p> <p>ちなみに、YouTubeの動画全体を観たところ、荻窪駅前では12月24日に街頭演説を行っているようでした。</p>
委員長	<p>選管委員の皆さんはYouTubeの動画は確認されていますか。</p> <p>私も確認しましたが、その中で武蔵野市の選挙について杉並区内で発言していました。こういう場合にも選挙運動となり得るのですか。</p>
局長	<p>選挙運動に関しては一般的に地域的な制限はないとされておりますので、話す場所や内容等を総合的に判断して、選挙運動にあたるかも含めて警察が判断するものと思われまます。</p>
与島委員	<p>今回一番気になった点は、岸本区長が武蔵野市長選挙と同市議会議員補欠選挙の候補者名を挙げて話をした際に、その2名の当選を目的とした意図的などころがあったのかどうかという点です。</p>
小井委員	<p>12月24日は武蔵野市長・市議会議員補欠選挙の投票日ですよ。</p> <p>投票日当日は選挙運動できませんよ。</p>
選挙法規担当係長	<p>投票日当日に選挙運動は原則できません。</p>
委員長職務代理	<p>警察からの回答は選挙管理委員会にいつ頃いただけるのでしょうか。</p> <p>また、わたなべ区議には選挙管理委員会としてどのように回答するのでしょうか。</p>
局長	<p>こちらから警察に情報提供したとしても、警察からの回答は基本的にはありません。新聞報道等で結果を知る形になります。</p> <p>わたなべ区議には、YouTubeの動画に対して違法性の判断ができないので警察に情報提供し判断を委ねました、と口頭で回答したいと考えております。</p>
委員長職務代理	<p>一般質問で委員長が現物を見てから云々と答えておりますから、書面で回答すべきではないですか。</p>
委員長	<p>答弁では、「現認したら」と言ったのであって、現物を見てからとは言っておりません。</p>
小井委員	<p>現認したらとは、YouTubeの映像を観たらということになるのでしょうか。</p>
委員長職務代理	<p>YouTubeの映像を観た時点で、現認したとなるでしょう。</p>
与島委員	<p>今後の区議会定例会における各委員会で質問が出るかもしれませんね。</p>
委員長	<p>我々で違法性の判断をするものではないですし、警察に資料を提出した事実しか言えないのだから、口頭での回答でいいのではないのでしょうか。</p>
小井委員	<p>わたなべ区議からは文書での回答を求められたのですか。</p>
局長	<p>わたなべ区議や自民党会派から正式な文書はいただいておりませんし、文書による回答を求められてもおりません。</p>
小井委員	<p>今後、インターネットを利用した政治活動や選挙運動がさらに普及していくと、このような事例が増えてくるかもしれませんね。</p>

委員長	では、わたなべ区議には、警察に情報提供し判断を委ねたことを口頭で回答するということによろしいですか。
一同	異議なし。
委員長	次に、先週の16日に実施された高円寺学園の模擬投票・出前授業に行かれた小井委員と与島委員の感想等を聞かせていただいてもよろしいでしょうか。
小井委員	<p>児童の皆さんは、かなり集中して模擬投票・出前授業を受けておられました。選管職員の皆さんは、投票と開票についてわかりやすく説明できていたと思いますし、親切に指導されていてよかったです。</p> <p>ただ、児童数が多かったので開票作業に参加できない児童の中には飽きてしまっている人がいました。その点について何か工夫があると良かったです。開票作業中にもう少し説明を行うことや児童へのインタビューを行うこと等、工夫してみると面白いと思いました。</p>
委員長	開票所で実際に使用している機械は持って行ったのですか。
選挙法規担当係長	自動読取分類機を持つていくことはできませんが、投票用紙自動交付機や投票用紙の枚数を数える計数機は持って行っております。
与島委員	<p>私も同じように感動しました。児童たちは模擬投票の際の手際もいいし、最後のお礼の挨拶もとてもよかったです。</p> <p>選管職員の皆さんも、よく頑張ってくださいだったので、本当に良かったです。</p>
委員長	ありがとうございました。 その他はございますか。
局長	特にありません。
委員長	では、最後に今後の予定等について確認をお願いします。
局長	<p>次回の第8回の定例会は、3月1日の金曜日に行います。内容は選挙人名簿の定時登録についての議案等が予定されております。</p> <p>(議題書に沿って、2月22日以降の日程を確認。)</p>
委員長	その他、ご意見、ご質問などありませんか。無いようでしたら本日の委員会を終了します。